

う態度をとつてゐる、こういぢやあいに理解をしておるなんありますが、それに間違いありませんか。

の行使は憲法上許されないというものでありますて、その憲法上の根拠条文といたしましては、法第九条であるということにならうと思ひます。

が、いま法制局長官の言われたようには私は理解できない。

○委員長(植木光教君) 栗林君、時間が参りました。

○政府委員(栗山尚一君) お答え申し上げます。国際法上、たゞいま先生御指摘のよう、日本が國別的自衛権それから集団的自衛権といふ二つのもの

○源田寅吉　一国の存立を守る権利といふもの
は、各国、これは国連憲章にもあるように主権の
平等性から皆平等である。しかるだ、日本の場合
が、ここに、前文に書いたとおり、九条とか
その他の各条文にあることとの間に重要性の差があ
るんですか。

（臣務大臣）監本官を除く、各機関の行方不明者については、これは今度の改正案と申しますが、その非常に重要な部分を私は占めておる、こう思ひます。この選考方法におきましては、恐らくこれが

ちによってて民主的に運営されていくものでござるわけですか。
いますから、そのようになります、こう期待をしております。
○委員長(植木光教君) 以上で栗林卓司君の総括
は終り、(拍手) 以上で栗林卓司君の総括
は終ります。○委員長(植木光教君) ただいま御指摘のと
おり、政府は從来から一貫して集團的自衛権の行
使は憲法上許されないというふうにお答えをして
おるつもりでござります。

卷之三

○委員長(植木光教君) 次に、源田実君の総括質疑を行います。源田君。

在来、わが

小國

おる、九条の解釈も、自衛権といふものは本質的なものであるというのでいままでまいりました。私も自衛権といふものは本質的なものである、これは同じくそういうやうやくあいに考えておるのでござりますが、従来のこの自衛権ないしは集団自衛権の問題について、国連憲章に定められておる集団自衛権を日本はもるん同じく持つておる。これが日本が侵略された場合に各國が来て守る、国連ならば。いまの場合はアメリカが来て守る。これが受けける。しかしながら、他国が侵略された場合どんなに困らうとも日本はそれを援助しないとい

が、それは無制限に許されるわけではなくて、今まで外国の武力攻撃によって国民の生命・自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるといううな急迫不正の事態に対処して、国民のこれらの権利を守るためにやむを得ない措置として初めて認められるものであって、また、その措置はこのような事態を排除するためにとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものと考えられるであります。したがつて、他国に加えられた武力攻撃を実をもつて阻止することを内容とする集団的自衛

日本の占領下にあつたとどうことのうちもといふものが非常に根強く残つてゐる。また過日ミッドウェーが入りましたが、ミッドウェーの艦長とか上層幹部と話すと話がよく通するんです。しかし、ながらミッドウェーに乗せられたんだん下の階級が下になるほど日本に対する反感が強いんですね。これは防衛に対する日本の基本姿勢といううのに非常にエゴイズムがあるといふところにあるのであるうと私は思つておるんですよ。私は法律はきわめて苦手とするところでありますから、この憲法の前文の中の一一番最後にあることの理解

を私は持つことはできないです。」政治道徳の法則は、普遍的なものであり、「他国と対等関係に立たうとする各国の責務」と言っているんですね。対等じゃないじゃないですか。これはどう解釈されますか。

○政府委員(角田謙次郎君) 先ほど申し上げましたように、前文では平和主義及び国際協調主義という憲法の理想を高く掲げるところ、その理想が実現されることを全国民がみんなでやろうと、そういうことで誓っているわけであります。対等の立場ではないというふうに言われましたけ

3月24日 參議院外交防衛委員会 民主党・新緑園会 小西洋元

